課題解決！

介護事業相談室

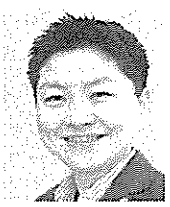

㈱ねこの手
代表 伊藤亜記

＜プロフィール＞介護コンサルタント。短大卒業後、出版会社へ入社。祖父母の介護と看取りの経験を機に98年、介護福祉士を取得。以後、老人保険施設で介護職を経験し、ケアハウスで介護相談員兼施設長代行、大手介護関連会社の支店長を経て、「ねこの手」を設立。

第78回 小規模デイの地域密着型への移行②

定員変更の場合は廃止・新規指定

前回は、小規模デイの地域密着型サービス移行に伴い、事業者には運営推進会議の開催が義務づけられることを説明しました。運営推進会議とは、昨年4月に改正された介護保険法で新たに定められたもので、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「グループホーム等」）に設置が義務づけられています。利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的としています。構成員は以下の通りです。

①利用者及び利用者家族
②地域住民の代表者
③事業所が所在する区市町村の職員または当該区域を管轄する地域包括支援センター職員
④グループホーム等について知見を有する者など

今年度、地域密着型通所介護が創設されることに伴い、運営推進会議の設置などの新たな基準が設けられますが、その他の基準については、現行の通所介護の基準と同様となります。また、介護予防通所介護については、地域密着型通所介護の指定を併せて受けており、かつ同一の事業所において一体的に運営されていれば、地域密着型通所介護の基準を満たすことで良いとされます。

基本報酬については、2015年度介護報酬改定後で「地域密着型通所介護費」となり、これまでの前年度の利用者数実績に応じた報酬体系ではなく、定員18人以下の通所介護事業所は全てこの算定区分に属することになります。

これにより、定員18人以下の通所介護事業所については、これまで毎年3月に行っていました翌年度の事業所規模（算定区分）の計算や届出が不要となります。

定員の変更については以下の通りです。

1 今年4月1日以降、利用定員を18人以下から19人以上に変更する場合は「変更」ではなく、「地域密着型通所介護の廃止」及び「通所介護の新規指定」の取り扱いとなります。定員19人以上の通所介護事業所が定員を18人以下に変更する場合も同様の考えです。

2 みなし指定の効力が今年4月1日に発生することから、この日以降に、3月31日以前の日付に遡って定員を19人以上にするような変更届は認められません。

事業所番号については、定員が18人以下の通所介護事業所は、今年4月1日以降は地域密着型サービスとしてみなし指定されることになりますが、現行の事業所番号をそのまま使用します。

介護予防通所介護との関係については以下の通りです。

1 定員が18人以下で、通所介護と介護予防通所介護を合わせて行っている事業所については、介護予防通所介護は地域密着型サービスに移行しません。

2 このため、他の市区町村の被保険者がある場合において、当該利用者が要支援の場合は、介護予防通所介護が地域密着型サービスではないため、これまでどおりの取り扱いとなります。

事業所規模（算定区分）については以下の様に規定されています。

1 今年度からは、利用定員が18人以下の事業所であれば、前年度の平均利用延人員数に関わらず、現行の「小規模型通所介護費」に相当する部分が「地域密着型通所介護費」となり、それを算定します。

2 地域密着型通所介護に移行しない「定員が19人以上の通所介護事業所」については、前年度の一月当たり平均利用延人員数が300人以下となる場合であっても、以降は「通常規模型通所介護費」を算定します。

法人の定款及び登記の変更については以下の通りです。

1 株式会社などの営利法人及びNPO法人において、定款や登記簿の事業目的に「地域密着型サービス」の事業が謳われていない場合は、改めて定款変更及び変更登記を行う必要があります。

2 介護予防通所介護については、将来的に総合事業へ移行されますので、対応するための規定を設けておくことも可能と思われます。

3 医療法人や社会福祉法人などの場合は、定款変更の必要性の有無や手続等に関して、所管庁に確認してください。